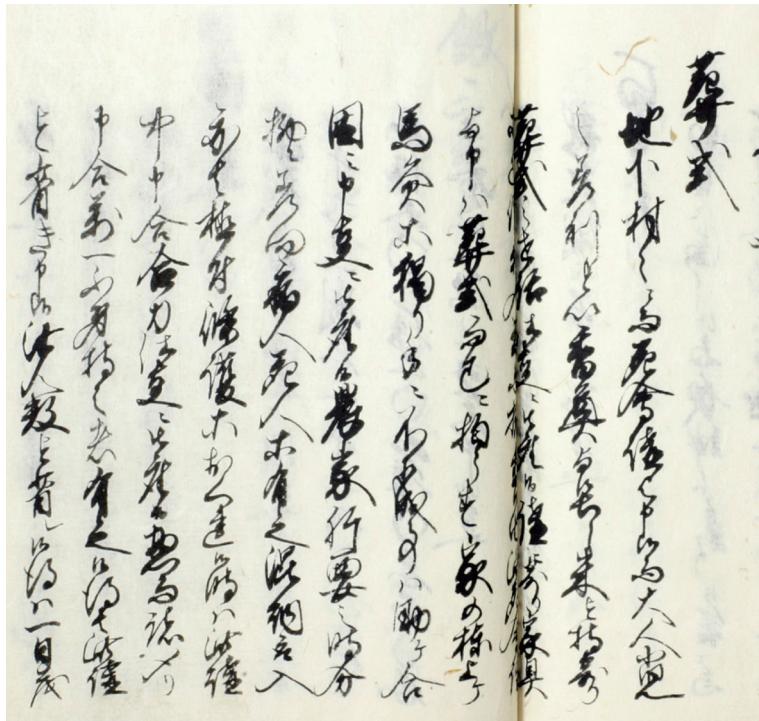


村と百姓



* 旧藩別置記録 風土注進案139「切畠村」（「風俗」のうち「葬式」の項）

解説

江戸時代の村人たちは、厳しい諸規制の中で、助け合いながら暮らしていました。左の写真の部分では、三田尻宰判切畠村の人々は、「死会講（しえこう）」とよばれる組織をもっており、講は（1）葬式の世話や葬儀に関する道具の共同管理、（2）棟上げ・馬糞など人手が必要な場面での助け合い、（3）農作業が病気や死亡などにより遅れたときの合力、（4）諸規則の申し合わせを行い、不心得者はこの講から除く、などの役割をもっていました。この講から除かれれば一日も生活が成り立たないため、村に在宅の諸士であってもその構成員に加わっていると書かれています。

その一方、人々は「五人組」という組織に編成されており、「（五人組が）組内の吉凶の場面に立ち会うのは、必ずしも心配のためだけではない。郡中法度に背いていないか、キリストンではないかを見極めるためである」という記述もあります（前大津宰判三隅村）。五人組は年貢の納入や犯罪の防止に連帯責任を負わされていましたから、互いに監視し合う必要もあったのです。



* 「宰判」とは、萩藩の郷村支配の単位で、代官の管轄する地域のことをいいます。

* 「風土注進案」は、防長の萩本藩のほぼ全域にわたる、天保期の各村落の沿革・地理・産業・経済・社会・民俗・社寺・文化等の実態調査書で、原本は全395冊に及ぶ貴重な郷土資料です。当館には、旧藩別置記録と一般郷土史料に揃いがあります。

* 「風土注進案」には刊本があります。利活用には、当館が昭和35～39年度に翻刻した『防長風土注進案』巻1～21が便利です。